

報告第26号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について
上記の報告をする。

令和7年11月19日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- | | | | |
|---|---------|--|---------------|
| 1 | 件名及び契約名 | 令和6年第3回杉並区議会定例会において議案第64号により議決を得た「(仮称) 杉並区立下高井戸おおぞら公園パークステーションⅡ建設建築工事」 | |
| 2 | 金額の変更 | 議決を得た契約金額 | 金253,000,000円 |
| | | 変更後の契約金額 | 金273,977,000円 |
| | | 契約金額の増額 | 金20,977,000円 |
| 3 | 変更理由 | 工事着手後、労務単価及び資材価格の上昇により、契約変更の必要が生じたため。 | |
| 4 | 専決処分年月日 | 令和7年10月22日 | |